令和6年8月22日 第2回北海道環境審議会 資料

資料1－３

「北海道生物多様性保全計画（第２次計画）（素案）」に対する道民からの意見と意見に対する考え方（事務局案）

※資料作成の都合上、御意見の言い回し等は一部変更しています。

番号	区分	該当箇所	意見の概要	自然環境部会（7月30日）委員意見	意見に対する考え方(事務局案)
1	個人	計画全般	生物多様性という言葉はどういう意味かわからない。もっと浸透させないといけない。	－	生物多様性の意味や重要性を多くの方に理解いただくことが重要であることから、本編22ページ以降に記載している基本方針４で、環境教育等を通じた生物多様性に関する理解の増進を図ることとしており、今後も学習機会の提供や環境保全活動の推進、リーフレットやホームページ、SNSを活用した情報発信など様々な機会を通じて、生物多様性保全について周知啓発の更なる強化に取り組んでいきます。
2	個人	計画全般	生き物の大切さは小さな頃からの教育が大事。		
3	個人	計画全般	市町村の役割はないのか。	－	本計画の推進に当たっては、様々な主体との連携や協力が重要であり、本編27ページ以降の「Ｖ　計画推進の仕組み」で、市町村の役割や市町村との連携について記載しています。
4	個人	計画全般	国の計画とのすみわけはどう考えてるのか。	－	本編３ページの「１　計画の位置付け」に記載したとおり、国家戦略は、我が国の生物多様性に関する基本的な方向性を示しています。また、本計画は国が策定した生物多様性国家戦略を基本として、本道の実情を踏まえた、今後の本道の施策の方向性を示しています。

番号	区分	該当箇所	意見の概要	自然環境部会（7月30日） 委員意見	意見に対する考え方（事務局案）
5	個人	計画全般	世界の計画や約束との関係も重要である。	－	本編３ページの「１　計画の位置付け」に記載したとおり、国の生物多様性国家戦略は、生物多様性条約に基づき策定されたものであり、世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえたものです。本計画は、生物多様性国家戦略を基本として、本道の施策の方向性を示したものであることから、本計画の推進は、世界目標の達成に貢献するものであると考えています。
6	個人	計画全般	「生物多様性地域戦略」において4つの圏域と9つの生態系という枠組み（ゾーニング）が行われているものの、生物多様性のモニタリング手法については、ほとんど示されていない。生物多様性の指標としては、種類数・バイオマスを考慮した種類数・希少種の生息状況などがあるが、複雑で時間の関数でもある生態系の評価は簡単ではない。菌類から食物連鎖の最上位種までの全ての生物とその生息環境である物理化学量を時空間的に連続的に把握することは不可能である。したがって、一定の生態系モデルを想定（具体的でない場合も委員の中では共通のモデルが想定されているはず）して、そのモデルを把握しやすい指標を設定し、それをモニタリングしていくことになる。 生態系のモニタリングは上述したように簡単ではないし、現在の技術水準では完全を望むことはできない。しかしながら、道民の総意として生物多様性の維持や利用を望むなら、そのモニタリング手法も公開され諸指標の推移もまた公開される必要があると考える。これは国家戦略についても同じで「生物多様性の保全及び持続可能な利用」と謳いながら、そのモニタリング手法についてはほとんど触れられていない。また一例を挙げると「生態系の規模」というキーワードが示されているがこれは意味不明な言葉であり、そのような「定義されていない新語」によりやる気だけを示していることを否定できない。 要望として、生物多様性をどのように計量していくかを時間的・空間的な要素も含めて具体的に示していただきたい。	－	本計画では、行動計画編33ページ「Ⅳ指標一覧」にあるとおり、生物多様性や生態系の現状評価について、専門家へのヒアリング等の結果を踏まえ総合的に評価するとしています。また、今後の生物多様性の評価等に係る技術的な進展等を踏まえ、必要に応じて指標の追加や削除、修正等を行うこととしています。いただいた御意見につきましては、今後の本計画の推進に当たっての参考とさせていただきます。

番号	区分	該当箇所	意見の概要	自然環境部会（7月30日） 委員意見	意見に対する考え方（事務局案）
7	個人	計画全般	函館山に古くから生息しているアズマヒキガエルの保全に係わってきたが、この個体群（通称エゾヒキ）は明治9年の行幸記から察する限り、蝦夷三湊と呼ばれた江戸期の交易地・箱館に既に定着していたものと思われ、天然水域の埋立により激減したもの、昭和50年代にいくつかの人工池での繁殖が確認され、市民活動として産卵地の保全が図られてきた。 ところがアズマヒキガエルとして十把一絡げで指定外来種になったことで扱いが一変し、外部からやって来た某研究者の吹聴により保全の意義が否定され、それを鵜呑みにした市民はこれまでの方針を撤回、むしろ今では駆逐に走る者まで現れる始末。函館の歴史と共に歩んできたこの蛙の命運は今、尽きようとしている。 外来種が保全対象となる事例は決して珍しくなく、日本ユネスコ協会連盟選定の沖永良部島タイワンキンギョ保全、天然記念物のカササギ、各地で銘木となっているイチョウやクスノキ、全て古い時代に帰化した種である。道内でも前述の耕地防風林や七飯の赤松街道、襟裳岬の緑化事業など国内外来種が守られている地域は多々ある。 里山の生態系で調和を保ちながら長期間一定数を保持してきた函館山のアズマヒキガエルは学術的に貴重なだけでなく、文化・歴史的な価値を有するものとして、保全の対象と認識して頂きたい。 要望として、本道に古くから定着している外来種への配慮を求める。生態系に与える影響の加減が第一であるが、全道一律ではなく各地域の風土や移入の歴史、文化・歴史的な価値も勘案し、個体群別に切り分け評価して頂きたい。（特に道南、特にアズマヒキガエル。）	外来種の駆除はわかるが、配慮は必要という意見に対し、防除を行うという回答であり、回答になっていないのではないか。 アズマヒキガエルは、地域によっては保全対象となっている場合もあるので、どういう方向の回答となるのか検討いただきたい。限られた区域から広がると問題になるのではないか。	アズマヒキガエルは、北海道の生態系に著しい影響を及ぼす可能性があるとして、北海道生物の多様性の保全等に関する条例に基づく指定外来種に指定し、本来の生息地以外に放つことを禁止しております。 このため、これ以上生息域が拡大しないよう、今後も、生物多様性保全条例に基づき、外来種を「入れない」「捨てない」「拡げない」ことを基本とした外来種対策に取り組んでまいります。いただいた御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
8	個人	計画全般	生物多様性をこのままの状態で保全していくには、アライグマなど外来種を根絶しないと在来の種がやられて減ってしまう。道、国、市町村は対策が必要である。	－	本編16ページ以降に記載している基本方針１では、生物多様性の損失をもたらす危機への対処として外来種の防除について記載し、行動計画編８ページでは、アライグマなど外来種の防除の取組について記載しており、国や市町村と連携して取組を進めていくこととしています。

番号	区分	該当箇所	意見の概要	自然環境部会（7月30日） 委員意見	意見に対する考え方（事務局案）
9	個人	計画全般	2030年に向けて生物多様性保全計画を進めるとあるが、ここ5年くらいの北海道の自然破壊はすさまじいものがある。 せっかく北海道を訪れた観光客は以前のようには感激していない。なぜならどこへ行ってもバスの眺めの中に風車と太陽光パネルが目に入るからである。こんなことで生物多様性を保全できるのかどうかを聞きたいくらいだ。 森林作業どうなのか、巨大風車のための作業どうなのか、必要以上の森林伐採、切土盛土による土砂の崩壊が見られるところもある。計画を立てる以上はしっかりと指導もしていただきたい。 これだけ森林伐採をしてヒグマの生息を脅かしてヒグマを殺すのも間違っている。住宅地に出てくるヒグマというよりも、道路を作って住宅を作っての結果ではないか。今後はすみわけができるように、無理な開発は絶対にやめてほしい。 人間の中には低周波音に弱い方がいるように、動物も低周波音に弱い個体もいる訳であるから、今のように風車を増やしていっていいものなのか。頭がかく乱されてヒグマも出てきてしまう。 太陽光パネルの温度が高くなることは周知の事実である。地球温暖化対策などになり得ない。こちらの部署は関連部署ではないのかもしれないが、環境を悪くしている再エネについて、もっと関われるように法律を変えていってほしい。 海も滅茶苦茶になってきている。魚の研究もやってほしい。洋上風車のためにどれだけ魚種が少なくなっていくのかなど全く研究されていない。 野鳥が減少していると素人が言っても誰も聞いてくれない。しっかりとお金をかけて研究しなければ野鳥はいなくなってしまう。いい例がアカモズである。石狩市は未だに再エネ建設を止めずに、アカモズ生息地域はさらに狭まっている。オオジシギもそのうちいなくなってしまうかもしれない。早く手を打っていただきたい。公の手を入れてほしい。 このままでは北海道の良さが無くなり、生物多様性豊かな北海道とは言えなくなってしまう。	－	本計画では、本編20ページ以降の基本方針３で気候変動対策に伴う生物多様性への影響を最小限とするよう努めていく方向性を示し、また、行動計画編19ページで記載しているとおり、知見の収集や影響の最小化に向けて必要となる事項の検討、所要の対応に努めることなど、関連する施策に取り組むこととしています。いただいた御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
10	個人	計画全般	自然は壊すと元に戻せないので、大切にして欲しい。	－	今後も自然の恵みを持続的に享受できるよう、本計画や関連する法令・計画等に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用を推進していきます。

番号	区分	該当箇所	意見の概要	自然環境部会（7月30日） 委員意見	意見に対する考え方（事務局案）
11	団体	【行動計画編】 ８ページ 基本方針１ 取るべき行動１	関連する施策の概要「ア　希少種の保全」の3番目の施策について、浜中町では、水源域に位置する道有林に水源を持つ河川において、土砂流入が増え川が浅くなり、水生生物が減少傾向にある。今後、道有林施業においては、河川や湖沼への土砂流入を防止する土留めを施すなど（かつては実施していたが現在は実施していない。）地域の持続的な希少種の保全や漁業に具体的配慮をしていただきたく、その情報の把握をしていただき町と共有化を進めていただきたい。 また、4番目の施策について、道有林において、生物多様性の保全に配慮した森林施業は、具体的な事例を交えた記述にしていただきたい。	具体的事例を交えた記述にすべきという意見の回答になっていないのではないか。もう少し対応を検討いただきたい。	行動計画編８ページ「ア　希少種の保全」の３番目の施策に対し、いただいた御意見については関係部署と共有し、必要な情報把握等に努めてまいります。 また、４番目の施策について、御意見を踏まえ、「道有林において、公益的機能の発揮に配慮した伐採面積の縮小や渓流沿いにある森林の保残、人工林の針広混交林への誘導など、生物多様性の保全に配慮した森林施業を推進するとともに、多様な生態系を有する森林を保全するための取組を推進します。」に修正します。
12	個人	【行動計画編】 12ページ 基本方針１ 取るべき行動４	ハンターの高齢化、減少及び過重な負担が鳥獣被害対策の桎梏となる中、猟友会の任意の協力では限界があり、行政における人員配置も一案との見解が示されている（朝日新聞2024年7月8日）。また、雇用の機会があれば、若年層の免許取得の意欲が高まると期待されるため、関連する施策の概要「ア　鳥獣の保護管理の適切な実施」の5番目の施策に、「国や道、関係団体が実施している専門研修等を活用し、担当職員の専門的知識の向上を図ると共に、狩猟免許者の配置を検討します」のように、狩猟免許者の配置の検討を追加することが望ましい。	－	道では、第13次鳥獣保護管理事業計画において、鳥獣保護管理事業を推進するため、野生鳥獣に関する専門的知見を有する人材を配置するよう、担当職員の専門的知識の向上と適正配置に努めることとしているほか、本庁及び振興局における増員など体制面の強化を図っています。いただいた御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
13	団体	【行動計画編】 12ページ 基本方針１ 取るべき行動５	関連する施策の概要「ア　持続可能な農林水産業の推進」の1番目の施策について、浜中町における道有林の混交林化を進める森づくり協定の主体の一つとなる地元漁協からは、将来の漁業資源の保全に向けて、温暖化・生物多様性の保全、道有林の皆伐、エゾシカによる広葉樹陽樹の食害等を懸念点に掲げ、今後の道有林施業においては、漁業への栄養塩の供給元となる広葉樹は極力残す努力をしてほしい、と意見があげられている。その情報を把握いただき町と共有化を進めていただきたい。	－	いただいた御意見については関係部局間で共有し、必要な情報把握や町との情報共有などに努めていきます。

番号	区分	該当箇所	意見の概要	自然環境部会（7月30日） 委員意見	意見に対する考え方（事務局案）
14	団体	【行動計画編】 15ページ 基本方針２ 取るべき行動２ 17ページ 基本方針２ 取るべき行動３	取るべき行動2の関連する施策の概要「ア　流域全体の生態系機能の強化」及び、取るべき行動3の関連する施策の概要「ア　保護地域の指定及び見直しの実施」について、浜中町内ではタンチョウ・オジロワシ・シマフクロウなど大型鳥類の希少種複数種の生息が確認されている湖沼において、現在水面及び水際における干潟が特別保護区に指定されているが、不十分と考える。流入する河川を含む流域及び周辺の森林全体を包括的に保全する必要がある。同種の生息が確認されている湿原域においても同様の考えである。	－	御指摘の施策に記載している保護地域については、自然環境の状況や社会的な環境の状況を踏まえ、区域や地種区分の設定を行っているところであり、御指摘の施策に記載したとおり、必要に応じ見直しを図っていくものと考えています。いただいた御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
15	個人	【行動計画編】 16ページ 基本方針２ 取るべき行動２	プラネタリー・バウンダリー（地球の限界）の8～9割には農業が寄与していると指摘され、昆明・モントリオール生物多様性枠組(GBF)においても、農林水産業の転換は重視されている(ターゲット7では2030年までに、栄養素(窒素、リン等)の環境中への過剰な放出の半減、殺虫剤・有害化学物質のリスクの半減が求められ、ターゲット10では農林水産業と生物多様性との両立が求められている)。 迅速な行動変容を導くためには、持続可能な農業について、具体的な対策や指針を示す必要があると考えるため、関連する施策の概要「イ　生態系のつながりを考慮した保全施策の実施」の3番目の施策として、「窒素・リンの循環を持続可能な範囲に収め、有害化学物質のリスクを半減するため、肥料投入量の最適化、耕起や灌漑等の管理方法の改善、農薬・殺虫剤の使用削減等の、持続可能な農業の取組拡大を推進します」のように、持続可能な農業に関する具体的な対策を含めることが望ましい。	施策に具体的な対策を入れるべきだという意見に対し、入れるとも入れないとも答えていないのではないか。もう少し対応を検討いただきたい。	持続可能な農業の推進については、御意見のとおり重要なものと認識しており、道では北海道クリーン農業推進計画を定め、クリーン農業の推進を図っています。いただいた御意見を踏まえ、行動計画編16ページ「イ　生態系のつながりを考慮した保全施策の実施」の４番目の施策について、「環境保全効果の消費者理解や生産者への啓発を促進するとともに、地域条件に即した栽培技術指導や栽培体系の転換に取り組む地域への支援などにより安定生産を拡大するほか、北海道クリーン農業推進協議会が実施するYES!clean表示制度の効果的な展開に対して支援を行い、堆肥等の有機物の施用などによる土づくりに努め、化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるなど、環境と調和した持続可能なクリーン農業の取組拡大を推進します。」に修正しました。 また、13ページ脚注にクリーン農業についての説明を追記しました。 ※行動計画編13ページ「ア　持続可能な農林水産業の推進」の９番目の施策についても同様に修正します。

番号	区分	該当箇所	意見の概要	自然環境部会（7月30日） 委員意見	意見に対する考え方(事務局案)
16	団体	【行動計画編】 16ページ 基本方針２ 取るべき行動２	関連する施策の概要「イ　生態系のつながりを考慮した保全施策の実施」の7番目の施策について、浜中町においても、酪農業の振興の過程で河川に多数の落差工作物が設置されたことによって、サケ類等の遡上を妨げているが、北海道に申請をする形によって魚道の整備を進めていただけるという認識でよいか。	意見の意図として、申請をすれば整備してくれるのかということだと思うが、答えていないのではないか。申請を前提としていないと書いた方がいいのではないか。申請してもそのとおりになるとは限らないという回答になるのではないか。	道では、北海道の川づくりビジョンにおいて、道が管理する河川については、「落差工等には、河道の連続性を確保するため、川の特性に応じた魚道を設ける」こととしており、魚道が必要な箇所については順次設置を行っているところです。河川の魚道の整備は申請という形では行っておりませんが、設置に係る御要望がありましたら、河川管理者までお知らせください。
17	個人	【行動計画編】 16ページ 基本方針２ 取るべき行動２	GBFのターゲット12には、緑地と親水空間の拡大・連携と共に、アクセスの確保、及び健康、幸福への寄与も含められている。多面的な機能にはこの点も当然、含まれると考えられるが、計画に明示することにより、生物多様性保全が統合的な施策と関連することがより明確となるため、関連する施策の概要「ウ　みどりの機能と連続性を考慮した都市緑化の推進」の１番目に、「北海道みどりの基本方針に基づき、都市緑地及び親水空間が持つ多面的な機能を確保し、誰もがその利益を享受し、健康と幸福を増進できるよう取組みを推進します。」のように、GBFのターゲットの趣旨をより明確に反映させることが望ましい。	－	道では、北海道みどりの基本方針を定め、各種施策を進めており、同方針の中で、健康等を含む多面的機能について記載しております。いただいた御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
18	団体	【行動計画編】 17ページ 基本方針２ 取るべき行動４	自然共生サイトの取組みを推奨することに賛成する。ただし、４月の国会において「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」が成立し、令和7年度から「増進活動実施計画」「連携増進活動実施計画」が認定されることになり、合わせて現行の自然共生サイトの募集は行われず、生物多様性が高い増進活動実施計画の認定地は「通称」として自然共生サイトが用いられる。誤解の無いよう、法制化と自然共生サイトの扱いについて、脚注等で記載した方が良いと考える。	－	御意見を踏まえ、自然共生サイト及びOECMに係る脚注に、御指摘の法律の施行後の取扱いを追記したほか、行動計画編39ページに掲載している指標のうち、生物多様性地域連携促進法に係る指標を、御指摘の法律の施行を踏まえた記載に修正しました。
				＜委員からの関連意見＞ 自然共生サイトについて、増やしていくよう配慮することが基本方針２で書かれているが、指標一覧においては保護地域面積とOECM面積に加え、自然共生サイトについても掲載すべきではないか。	＜委員意見への対応＞ 御意見を踏まえ、行動計画編37ページの基本方針２の指標として、法に基づき国が認定する自然共生サイトの設定状況（箇所数、面積）を追加しました。

番号	区分	該当箇所	意見の概要	自然環境部会（7月30日） 委員意見	意見に対する考え方（事務局案）
19	団体	【行動計画編】 19ページ 基本方針３ 取るべき行動１	関連する施策の概要「ア　気候変動対策に伴う生態系への影響の把握及び対応」の１番目の施策について、気候変動対策に伴う生態系への影響の把握及び対応を実施することについて、賛成する。 素案では、「気候変動対策に伴う施設等の設置による生態系への影響に関する知見を収集し、その最小化に向けて必要となる事項の検討や、所要の対応に努めます。」とされているが、現時点では気候変動対策の比重が高く、生態系への影響の回避が不十分な道内事例が少なくない。また、トレードオフの発生は施設等の設置のみならず行動の変化によっても発生する。 そこで、「気候変動対策に伴う施設等の設置や営農等を含む人間活動の変化による生態系への影響に関する知見を収集、その最小化に向けて必要となる事項を検討し、トレードオフを回避してシナジーを強化することに努めます。」のようにより具体的に、よりはっきりと記載すべきと考える。	提案が具体的であり、これまでの審議会議論を反映しているため採用してはどうか。	御指摘の施策は気候変動対策による影響について記載した施策であり、「人間活動の変化」については、基本方針１の「取るべき行動２　土地利用の変化による生物多様性への影響を回避・低減する」（行動計画編９ページ）で人口減少などによる土地利用の変化に対する考え方を記載しています。 また、トレードオフの回避に関する施策については「ア　気候変動対策に伴う生態系への影響の把握及び対応」で記載し、シナジーの強化に関する施策については「イ自然を活用した気候変動緩和策の推進」及び「ウ　自然を活用した気候変動適応策の推進」（行動計画編20ページ）で区別して記載することとしているため、原案のとおりとします。いただいた御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
20	団体	【行動計画編】 20ページ 基本方針３ 取るべき行動１	関連する施策の概要「ア　気候変動対策に伴う生態系への影響の把握及び対応」の２番目の施策について、再生可能エネルギーが生態系に与える影響はバードストライク、バットストライクだけではなく、生息地放棄や累積的影響など、他にも注意すべき点がある。また、状況を把握した後の対策こそ重要なので、「国と連携し、発電事業者の協力を得て、道内のバードストライク・バットストライクの事例や生息地放棄、累積的影響などの状況把握を行い、必要な場合には影響を軽減する措置の検討、実施に努めます。」とすべきである。	より具体的に書いてあるので採用してはどうか。	御意見を踏まえ、施策の記載を「国と連携し、発電事業者の協力を得て、道内のバードストライク・バットストライクや生息地放棄、累積的影響の事例や情報の収集など状況の把握に努めます。」に修正します。なお、所要の対応については、行動計画編19ページの「ア　気候変動対策に伴う生態系への影響の把握及び対応」の１番目の施策において記載しています。

番号	区分	該当箇所	意見の概要	自然環境部会（7月30日） 委員意見	意見に対する考え方（事務局案）
21	個人	【行動計画編】 22ページ 基本方針３ 取るべき行動３	安全性を確保しつつ、ジビエを地域資源として活用し、地域の食文化として定着を図る上で、学校給食での利用は有効であると考える（食育基本法第20条、23条）。昨年度、北海道も学校給食での利用促進のためのセミナーを開催しており、道の利活用促進の方針とも一致しているため、関連する施策の概要「ウ　地域資源としての捕獲した鳥獣の有効活用」の1番目の施策について、「家庭、レストラン、学校給食での利用、革製品等への活用など、様々な場面での捕獲個体の利用機会の拡大に向けた取組を推進します。」のように、学校給食での活用も含めるべきである。	－	御意見を踏まえ、「ウ　地域資源としての捕獲した鳥獣の有効活用」の１番目の施策について、「エゾシカ肉処理施設認証制度の運用や、家庭、レストラン、学校給食における利用、革製品等への活用など、様々な場面での捕獲個体の利用機会の拡大に向けた取組を推進します。」に修正します。
22	個人	【行動計画編】 22ページ 基本方針３ 取るべき行動３	捕獲物の学術研究や環境教育での利用を進める上では、捕獲者の理解を促すだけでなく、処理事業者、大学等の研究機関及び行政機関の連携・協力が不可欠であるため、関連する施策の概要「ウ　地域資源としての捕獲した鳥獣の有効活用」の5番目の施策については、「鳥獣の捕獲等の被許可者、処理事業者、大学等の研究教育機関と共に、捕獲物又は採取物を努めて学術研究や環境教育等に利用するための連携、協力を促進します。」のように、関係者との連携・協力を含めることが望ましい。	－	多様な主体との連携・協力については、あらゆる施策に共通する考え方であるため、行動計画編29ページ「横断的・基盤的な取組」の中で記載しています。御指摘の施策についても、研究機関等との連携の中で進めていくものと考えています。

番号	区分	該当箇所	意見の概要	自然環境部会（7月30日） 委員意見	意見に対する考え方（事務局案）
23	個人	【行動計画編】 23ページ 基本方針３ 取るべき行動４	「北海道・北東北の縄文文化遺跡群」は「文化的景観」として世界遺産リストに掲載され（クライテリア（ⅲ）(ⅴ)）、「人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本」（ⅴ）であるが、「消滅している」文化の物証として（ⅲ）、OUV（顕著な普遍的価値）が認められ、その保全管理は文化財保護法で担保されている。 一方、アイヌについては、政府の有識者懇談会報告書において、「国による土地政策や同化政策などの結果、自然とのつながりが分断されて生活の糧を得る場を狭められ貧窮していくとともに、独自の文化の伝承が困難となり、その伝統と文化に深刻な打撃を受け」たが、「アイヌとしてのアイデンティティや独自の文化を失うことなく、これを復興させる意思を持ち続け、北海道を中心とする地域に居住している先住民族である」と認められ(p.24)、国の政策により深刻な打撃を受けた独自の文化の復興と継承のために法的措置が講じられた（アイヌ施策推進法）。 また、同報告書では、「近年、自然との共生の重要性が増す中、自然とのかかわりの中で育まれてきたアイヌ文化を一層振興していく観点から」、「アイヌ文化継承等に必要な樹木等の自然素材を円滑に利用できる条件整備が重要」(p.37)と指摘され、道内においてはイオル再生事業が進められ、北海道アイヌ政策推進方策(R3.3)もこの点を確認している（pp.12,14）。 加えて、GBFにおいては、先住民族及び地域共同体の慣習的な資源利用、権利の尊重は幅広く承認されている(ゴールC, ターゲット1,3,5,9,13,20,22)。 以上を踏まえると、縄文文化遺跡群を「文化的景観」として保全管理を行うことと、アイヌ文化の復興・継承のために、自然資源の保全管理を推進することは、目的も方法も相違するため、地域文化の保存・継承として一括し、さらには現在、北海道に居住する先住民族であるアイヌの文化を、消滅した文化である縄文文化の後段に並べることは、生物多様性政策としても、人権の観点からも適切とはいえない。 このため、取るべき行動4の文言及び、関連する施策の概要「ア　縄文文化やアイヌ文化など地域文化の保存・伝承や普及啓発の推進」の文言について、縄文文化の保存・継承と、アイヌ文化の保存・継承は目的が相違するため、両者を並置し、「～ などの地域文化」とまとめることは適切ではない。先住民族であるアイヌの文化については独立した項目を立てるか、少なくとも、アイヌ文化の継承を前段に記載し、イオル事業等にも言及すべきである。	意見を出された方は実質論で意見を出している。事務局の答えは手続き的である。なぜ時系列でなければならないのか、総合計画に基づかないといけないのかが書かれていないのではないか。実質論の質問であれば実質的なところまで説明してはどうか。 また、独立した項目化とイオル事業の明示についての回答がないので合わせて回答いただきたい。	記載の順序については、道政の基本的な方向を総合的に示した北海道総合計画においては、道の特定の分野における政策の基本的な方向を示す計画は、総合計画の政策の方向に沿って策定することとされていることから、本計画の記載は総合計画の記載を踏まえるとともに、計画間の整合を図る必要があることから、お示しした記載としたところです。 なお、独立した項目化については、御意見を踏まえ、行動計画編２３ページの関連する施策の概要アのアイヌ文化について、独立した項目を立て「イ　アイヌ文化の保存・伝承や普及啓発の推進」と修正します。 また、イオル事業の明示については、本計画は施策の方向性を示すものであり、アイヌ文化に関する個別の施策については、イオル事業等を含めて、行動計画編23ページの関連する施策の概要イの１番目の項目に記載した「北海道アイヌ政策推進方策」により進めることとしておりますので、原案のとおりとします。いただいた御意見については今後の参考とするとともに、関係部局とも共有させていただきます。